

重点対策加速化事業の活用に向けた検討について

1. 重点対策加速化事業とは

(1) 目的

国は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を設け、令和4年度から、地方公共団体・企業・住民が主体となって、「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対する支援を実施しています。

(2) 概要

期 間：概ね5年程度（申請年度+5年を上限／2030年度までを上限）

限度額：上限15億円（民間事業者と個人は合計で上限5億円。）

要 件：再エネ設備0.5MW以上を導入すること。

(3) 令和6年度重点対策加速化事業の公募

募集時期（想定） 令和6年2月初旬

事業期間（予定） 令和6～10年度：事業実施 ※令和5年度内に事業設計等準備

2. 検討

(1) 5月：藤沢商工会議所 エネルギー分科会における概要説明

(2) 5月：令和5年度第1回藤沢市地球温暖化対策研究会での事業説明・意見交換

(3) 7月：藤沢商工会議所 エネルギー分科会における意見交換・対象事業絞込み

3. 県内他市の民間事業者における本交付金活用事例

(1) 小田原市（別紙参照）

ア. 太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備の民間向け間接補助事業(PPA)：20件/年×5年

イ. 地域共生・地域裨益型再エネの立地

ソーラーシェアリングの民間向け間接補助事業：2件/年×5年

ウ. 業務ビル等の徹底した省エネ

高効率換気空調設備の民間向け間接補助事業：5件/年×5年

(2) 開成町 民間事業者を対象とした本交付金の活用予定なし（町民向け事業のみ）

(3) 厚木市 民間事業者を対象とした本交付金の活用予定なし（公共施設事業等のみ）

4. 本交付金を活用する取組（例）

(1) 高効率換気空調設備（交付率1／2）

ア. 高効率空調設備 対象施設内に設置するもので、従来の空調機器等に対して
30%以上省CO₂効果が得られるもの

イ. 高機能換気設備 対象施設内に設置し平時に活用するもので以下全てを満たすもの

(ア) 全熱交換器 (JIS B 8628) であること

(イ) 必要換気量 (30 m³/時・人) 以上を確保すること ※例外規定あり

(ウ) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639) であること

(2) 高効率照明機器 (交付率 1 / 2)

調光制御機能を有する LEDに限る。ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明は除く。

以 上